

宮代町立図書館協議会について

1 設置目的（役割）

図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕に関し、館長に対して意見を述べる。※図書館法第14条より

2 設置根拠

図書館法、宮代町立図書館設置及び管理条例、宮代町立図書館協議会運営規則

【図書館法】（抜粋）

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

【宮代町立図書館設置及び管理条例】（抜粋）

第17条 法第16条の規定に基づき、宮代町立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員10人以内で組織する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに公募による市民（宮代町市民参加条例（平成15年宮代町条例第29号）第2条第1号に掲げる者をいう。）の中から任命する。

5 役職上によって委嘱された者が、その職を離れたときは、委員は解任されるものとする。

6 委員は、連続して6年を超えない範囲において再任されることができる。ただし、当該附属機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者が当該委員以外に得難い等特別の事情がある場合又は任期の途中である場合は、この限りでない。

【宮代町立図書館協議会運営規則】＜別紙1＞

3 近年の主な議題（審議内容）

（1）「図書館ビジョン（宮代町立図書館の目指す姿）」＜別紙2＞を踏まえた図書館の運営状況（事業計画及び事業報告、利用状況等）の確認等

（2）令和元年度は、第2次宮代町立図書館ビジョン策定に関する審議を実施

（3）令和2年度は、第3期指定管理者（令和3年度～7年度）の選定スケジュール等に関する確認

4 令和8年度の会議等予定

令和8年度につきましては、例年どおり年3回の会議（活動）を基本とします。

開催日	会議	内容
6月23日（火）	第1回会議	・図書館協議会について ・令和7年度利用・蔵書統計について ・令和7年度図書館アンケート結果について ・令和7年度期末モニタリング用アンケート結果について ・令和8年度事業計画について
11月頃	第2回会議	・令和7年度上期の事業報告（利用状況等）について
3月頃	第3回会議	・令和7年度下期の事業報告（利用状況等）について

5 会議・会議録の公開

原則として公開 ※根拠：宮代町附属機関等の会議の公開に関する規則

6 委員報酬等

会議出席1回につき、報酬3,000円＋費用弁償（公共交通機関を利用した場合に実費支給）

※委員長の場合は、報酬に2,000円加算

※根拠：特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例

※会議開催後に、銀行等の指定口座に振込（源泉徴収あり）